

第2号様式（第12条関係）

令和7年度 第1回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

1 日 時 令和7年7月1日（火） 午前10時00分から

2 場 所 大和市役所 会議室棟202 会議室

3 出席者 佐藤直大会長、橋田健次郎委員、関根孝子委員、飯田森委員

4 欠席者 1人（欠員）

5 傍聴人数 0人

6 次第

（1）委嘱状の交付

（2）会長の互選等 大和市個人情報保護審査会規則第2条第1項の規定により、出席委員の互選で佐藤直大委員を会長と決し、会長は職務代理者として橋田健次郎委員を指定した。

（3）会長あいさつ

（4）報告事項

①保有個人情報に係る事故発生状況報告

【こども部こども青少年みらい課】

②保有個人情報に係る事故発生状況報告

【総務部収納課/こども部ほいく課】

③保有個人情報に係る事故発生状況報告

【あんしん福祉部生活援護課】

④保有個人情報に係る事故発生状況報告

【市立病院病院総務課】

⑤保有個人情報に係る事故発生状況報告

【教育部指導室】

⑥保有個人情報に係る事故発生状況報告

【総務部市民税課】

(5) 議題

①保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について (諮問)

【No. 28 案件：市民課】

②保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について (諮問)

【No.29 案件：指導室】

(6) その他

7 議事要旨

審査会の定数について

委 員 意見として、委員の定数については、条例改正のうえ、遡及適用を求める。

事務局 委員の定員については、本市の個人情報保護法の施行等に関する条例において、5名と規定されている。個人情報保護法の改正により令和5年4月1日より、現在の条例が施行されているが、前条例では5人以内と規定していたが、現在の条例を施行するタイミングで5人となって”以内”という文言が欠けてしまったものであり、上限を定める意図であったことは変わっていない。5人とすると全員が揃わないといけないのかという疑義が生まれてしまうため、現在、条例を改正する方向で進めている。今の規則においては過半数の出席で成立するので、5人に対して1人欠員の4人という構成になっている。審査会の結論が法的に問題になるとは考えていない。4名体制とした理由は、近年、委員のスケジュール調整が困難という課題があり、昨年度はスケジュール調整をしたうえで、4回開催中2回が出席者4名であった。スケジュール調整をし易くして、適切なタイミングで会を開催することを目的として4名体制としている。

報告事項

① 保有個人情報に係る事故発生状況報告【こども部こども青少年みらい課】

(担当課が入室、説明)

委 員 受付簿に記載していなかった理由は何か。

担 当 人が入れ替わる中、業務の繁忙を理由にやらなくてもうまくいってきたところから甘えがあったと考えている。

会 長 収受印は押しているのか。

担 当 押している。

会 長 受付簿の記載事項は何か。

担当 当日付、子どもの名前、窓口に来た人の続柄、どのような書類を受け取ったか、どこの児童クラブに所属しているか、受け付けた人の名前などである。

委員 受付簿に番号を振ると思うが、受け付けた文書に収受印を押印するのに併せて付番してはどうか。

担当 これまでそのような運用していなかったので、そのような運用も併せて取り入れることを検討したい。

委員 多くの記載事項を書かなくても番号を照らし合わせるようにすれば、窓口での職員の労力を減らさせていけるのではないかと思う。検討してもらいたい。

(担当課が退室)

② 保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部収納課／こども部ほいく課】

(担当課が入室、説明)

委員 機密文書とは具体的にどのようなものか。機密文書を破碎処理するのはなぜか。今回の書類が機密文書に当たらないのであれば、原本をそのまま保管するのか、データをシステム上に保存して、原本を廃棄処理するのか。

担当 機密文書とは、個人番号に限らず個人の名前や住所、生年月日などが入った書類で、捨てる場合は全て破碎する。今回の場合は、口座振替依頼書で、機密文書にあたる。通常書き損じがあった場合でも名前等が記入されているものをゴミ箱に捨てることはない。

委員 どのように保管しているのか。

担当 収納課では、紙を直接保管している。ほいく課においても原本は紙で保存している。

委員 保存期間はどのくらいか。

担当 口座振替は口座が解約されるまでの期間は保存する。

委員 収納課では、県の調査で定期的に原本を提出するよう手続きがあると推察するが、その時に誤って他の書類に混入してしまうことがありうると思う。データにしてシステム上で保管するのがよいと思う。

委 員 金融機関から市へ送付されたことを前提で報告されているが、金融機関が送付した旨を記録していて証明された事実ということが。

担 当 金融機関に尋ねたところ、金融機関に控えがあった。

委 員 何が届いたかについて大和市では記録しているのか。

担 当 これまで届いたものを処理するだけだったが、現在は届いたものを表に記載するようにしている。

委 員 金融機関から直接各課あてに送れないのか。

担 当 依頼をすればできるかもしれないが、各担当部署で所在地が分かれているので、一番取扱量の多い収納課が取りまとめるのが適切であると考えている。

会 長 書類が所在不明になったことと引き落としが始まらないことがどう繋がるのか。

担 当 金融機関で手続きする方法があり、手続きされた書類が市役所に来ないと申込みされたことがわからないので、収納課では口座振替を開始することが出来ない。

委 員 金融機関から振込依頼書が届いた後はどのような事務になるのか。

担 当 口座振替の時期に金融機関にデータを送付する。今回はその手続ができなかった。

事務局 事務局から補足する。委員からデータをシステム上で保存すべき旨の指摘があったが、本市ではまだ電子決裁ができる文書管理システムを導入しておらず現在構築中である。

(担当課が退室)

③ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【あんしん福祉部生活援護課】

(担当課が入室、説明)

委 員 タクシーの事業者から大和市に請求書が届いて支払いを行うはずが、支払われてなくて、請求書も見つからなかったということか。

担 当 そうである。

委 員 生活保護に関する書類を自宅に持ち帰るということは業務上あることなのか。

担 当 特別の許可なく個人情報を含む書類を自宅に持ち帰ることはない。

委 員 事業者に支払いはされたのか。職員の処分はどうなっているのか。

担 当 支払いは完了している。職員の処分は3か月間、10分の1の減給である。

職員の処分を行った際に本件事案の公表も行った。

委 員 その職員はなぜ書類を持ち帰ったのか。

担 当 人財課が聞き取りを行ったところ、どうしたらいいかわからなくなつたと述べている。

委 員 生活保護の事務は大変だという印象がある。業務の遅れがあったのではないか。

担 当 当該職員については、過去にも事務の遅れが目立っていたため、定期的なフオロ一体制を取っていたが、それを超えた事態が発生してしまった。

委 員 人員が十分足りているのかと感じる部分がある。

(担当課が退室)

④ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【市立病院病院総務課】

(担当課が入室、説明)

会 長 職員の立場や役職は何か。

担 当 勤務年数14年目の看護師、また市立病院には勤続年数5年の一般の看護職員であり、外国籍だが、医療用語などの言葉に問題ない看護師である。

会 長 方針・規程の再確認をどのような形で行ったのか。

担 当 幹部職員が集まる会議体で周知を行った。併せて全職員に対して患者情報の漏えいについて通知を行った。

会 長 採用時に研修などを行っているのか。

担 当 委嘱時に個人情報の取扱いについて研修をしている。

委 員 患者から来た手紙の内容は何か。

担 当 (手紙の内容を読み上げ)

委 員 このような事例は過去にあったのか。
担 当 初めてである。
委 員 本人には事故後の対応について説明したのか。
担 当 説明を行った。ご理解いただけたものと考えている。

(担当課が退室)

⑤ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【教育部指導室】

(担当課が入室、説明)

会 長 書類を置いていた机は職員室内にあるのか。
担 当 そのとおりである。
会 長 離席した時の周りの状況はどうだったか。
担 当 児童は入れず、職員しかいない状況だった。
会 長 職員は複数名いたのか。
担 当 そうである。
委 員 職員室に防犯カメラは設置しているのか。
担 当 設置していない。

(担当課が退室)

⑥ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部市民税課】

(担当課が入室、説明)

委 員 本人へは、全く関係ない事業所へ、本人の情報が紐づいてしまったという説明をしたのか。
担 当 そうである。
委 員 誤送信先は、本人のデータを削除したのか。
担 当 削除を確認し、その旨を本人に伝えた。
会 長 eLTAXにおいて、データを作成するときに間違えたのか。
担 当 データの修正作業をする時に、操作ミスがあった。

(担当課が退室)

議 題

① 保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について

【No. 28 案件：市民課】

(審査請求案件につき非公開)

② 保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について

【No. 29 案件：指導室】

(審査請求案件につき非公開)

8 会議後に提示された意見

(佐藤委員による意見)

- ・「審査会は、委員5人をもって組織する。」と規定されていながら、委員が4名しか任命されていないとなると、審査会は適法に組織されておらず、会議も開催できないこととなるため、第一回会議を開催し直すべきだと考える。
- ・この会議要旨に記載された内容のやりとりがあったことについては確認した。

(橋田委員による意見)

- ・委員の定数については「5人以内」とする条例改正を行い、念のため遡及効を持たせてください。

以上